

## 那珂市議会 運営委員会会議録

開催日時 令和2年4月22日（水）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席議員 委員長 萩谷 俊行 副委員長 富山 豪  
委員 小池 正夫 委員 大和田 和男  
委員 寺門 厚 委員 勝村 晃夫

欠席議員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 福田 耕四郎 副議長 木野 広宣  
事務局長 渡邊 荘一 次長 横山 明子  
次長補佐 大内 秀幸

会議に付した事件

(1) 議会基本条例の検討について

…次回の議会運営委員会までに各委員が議会基本条例の問題点等を検証してもらうこととした。

(2) 議員と語ろう会について

…内容の変更はなく開催時期は後日決めることとした。

議事の経過（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時01分）

委員長 おはようございます。那珂市においても新型コロナウイルスの感染者が出たという中で今日御出席をいただきましてありがとうございます。

しっかり議運としてもやっていきたいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。

欠席委員はございません。

定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

職務のため、議長、副議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで議長より御挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

大変御多様の中、議会運営委員会に御出席賜りまして大変御苦労さまでございます。

御承知のように新型コロナウイルスが拡大しております。

そういう面でこの委員会後、また会議が入っております。

そういうことで慎重な御審議を賜りながら、ひとつ、今回の会議事件が2件ございます。

どうぞよろしく願いをいたしまして挨拶に代えさせていただきます。

委員長 これより議事に入ります。

(1) の議会基本条例の検討についてを議題といたします。

まず、事務局から概要の説明をお願いします。

次長 では、今日お配りしております資料で、議会基本条例の検討についてというものを願いたいいたします。

こちらにつきまして、私のほうから概要を説明させていただきます。

まず、今回、お集まりいただいて議会基本条例を検討するというところでございますけれども、基本条例の第25条のほうに記載がございまして、議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

第2項としまして、議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

ということが記載されておりますことから、今年、議会の改選がございましたので検討をしていただくものでございます。

資料では、基本条例につきまして、条文ごとに、実際に取り組んだものについては実績を記載してございます。

まず1ページ目なんですけど、目次がございまして、その後前文という部分がございます。

前回、4年前のときにも一度議会運営委員会のほうで検討を行っていただきまして、その中で前文がちょっと長くて言いたいことがはっきりわからないということで、簡潔で分かりやすい文章にするために見直しをかけまして、容量的には倍以上の文章だったんですけど、こちらを分かりやすい簡潔なものに変えております。

続いて2ページをお願いいたします。

第1章、総則の部分でございます。

こちらは目的ですとか基本原則について書かれている部分でございます。

まず第1条が目的。

それから、前回4年前の見直しを行った際に、第2条といたしまして用語の定義を追加いたしました。

これによりまして、第3条以下1条ずつ繰り下がっておりますけれども、第2条のほうでは、市民、それから市長等という言葉について定義を定めております。

続いて、第3条は議会の基本原則、第4条が議員の基本原則ということで、こちらに書かれているものを基本として活動を行っていくというものでございます。

こちらにつきましては実績等は表記しておりませんが、いま一度条文について読んでいただいて基本に立ち返る機会なのかなというところでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

こちらが第2章、市民及び議会の項目でございます。

まず第5条。議会は、市民の意見を市政に反映させて意思決定を行う議決機関であることから、議会への市民参加の機会を確保するなど、市民に開かれた議会を目指すものとする。

こちらにつきまして、一応指標といたしまして、議会の傍聴者数を4年分掲載しております。

本会議につきましては、大体、300から400人ぐらいの方にお越しいただいております。

常任委員会、全員協議会につきましては、案件によりましてばらつきがございますけれども、これぐらいの人数の方が傍聴されております。

続いて第6条、意見陳述でございますが、議会は、提出された請願及び陳情の審査において、提出者の要望により意見陳述の機会を設けるものとする。

こちらの実績といたしましては、4年間で請願、陳情が出されたもののうち、説明者がこちらの会場に入って意見陳述を行った件数を記載しております。

請願の審査件数に対して説明をした件数。

同じく陳情の審査件数に対して説明をした件数ということで表記させていただきました。

こちらにつきましては、請願や陳情の提出者の方が、議会事務局のほうで書類を提出される際に、説明をされるかどうかというのを確認をしておりますして、説明をしたいという場合には、委員会のときに審議順などを配慮いたしまして、説明者の方が入りやすいような日程で説明をしていただいております。

続いて第7条、議会報告会。議会は、市民に対して議会の結果を報告し、市民と意見を交換する場として、議会報告会を年に1回以上開催しなければならない。

こちらにつきましては資料の9ページをお開き願います。

第1回目からの報告会の実績でございます。

平成26年の1月に最初の議会報告会を開催しましてから、議会報告会という形で5回、議員と語ろう会という形で2回開催しております。

右側が会場と一般のお客様の来場者数を記載しております。

数字のほうは年々ちょっと少なくなってきてはおりますけれども、議員と語ろう会という形に変えて、ここ2年は意見交換を中心に行っているところがございますして、来場者の方のアンケート等では大分話やすくよかったという高評価もいただいているところがございます。

それでは、3ページのほうに戻っていただきまして、第8条、議会の情報提供。議会は、市民に対して、議会に関する内容を広報紙、ホームページ等を活用して情報提供を行うものとする。

こちらの実績でございますが、議会だよりのほうを年4回発行しております。

こちらには議決結果や賛否の一覧、委員会の活動、一般質問等の記事を掲載しておりますして、ほかに特集記事なども掲載しております。

ホームページのほうは随時更新をかけておりまして、定例会の会期日程や議決結果、それから本会議や委員会の会議録のほうも掲載しております。

ほかに議長交際費、それから政務活動費の支出状況、議員名簿、議会構成表、議会改革のこれまでの取組、それから本会議のほうは動画配信といたしましてユーチューブで公開をしております。

議会カレンダーというものを設けておりまして、こちらに本会議や委員会の開催情報を掲載しております。

4ページをお願いいたします。

### 第3章、議会運営。

第9条、議員の自由討議。議員は、会議において、論点及び争点を明確にし、議員相互の自由討議を尽くした上で、合意形成を図り結論を出すものとする。

こちらの実績といたしましては、常任委員会での審査・調査において、特に請願、陳情の審査の際、あるいは委員会の調査事項などに関する場面において、自由討議が行われている状況となっております。

続いて、第10条。議会は、議案等の審査又は市の事務に関する調査において必要がある場合は、市民、学識経験者等の意見を議会の審議に反映させるため、地方自治法の規定による専門的知見の活用、公聴会、参考人制度等を活用するものとする。

こちらにつきましては、今のところ特に活用した実績はないということでございます。

こちらは百条委員会のほうは除いております。

続いて、第11条。常任委員会は、所管する事項について、自由に調査活動を行うことができる機関であることから、議会閉会中においても開催するなど、その機能を十分に発揮して市政の課題に関して調査研究を実施するものとする。

第2項。常任委員会は政策立案及び政策提言を行うものとする。

ということで、那珂市議会としましては常任委員会主義ということで、常任委員会単位できめ細やかな審議を行っているところでございますが、実績のほうは①閉会中の委員会開催回数といたしまして4年分、定例会以外の委員会の開催、それから視察の日数を計上しております。

②番としまして、常任委員会からの提言ということで、今まで執行部への提言といたしまして4件ほど委員会からの要望書という形で行っております。

続いて、5ページをお願いいたします。

### 第4章、議会組織。

第12条。議会は議員提案により議員定数及び議員報酬を改正するときは、市民の意見を聴取するため、公聴会等を活用するものとする。

こちらにつきましては、前回、議員定数及び議員報酬の改正を行った際には、公聴会を開催いたしました。

それ以降につきまして、今のところ定数や報酬に対して改正の議論は行われていないところでございます。

続いて、第13条。議会は、審査、調査又は諮問のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を置くことができる。

こちらは実績としましては、特に設置が必要となる事案はなかったというところでございます。

第14条。議会は、議長及び副議長の選出に当たり、選出の過程を市民に明らかにするため、本会議において、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

こちらにつきましては、平成26年から正副議長立候補者の所信表明を本会議において実施しております。

続いて、第15条。議会は、独立した議決機関であり、その権限を遂行し、その機能を十分活用し、効率的な議会運営を実施するため、必要な予算の確保について市長に要望するものとする。

こちらにつきましては、議会として必要な費用などに関しましては、市のほうの実施計画に計上いたしまして要望を行っております。

続いて6ページをお願いいたします。

第5章、市長と議会及び議員。

第16条。議会の会議等において、出席している市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

第2項。議会の会議等において、議員及び市長等の質問又は質疑に対する応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

反問権につきましては、近年、行使された実績はございません。

当然そういう申し出がありました場合には、本会議においても、議長の采配によりまして、反問を行っているところでございます。

一般質問につきましては、従来から那珂市議会の場合は一問一答方式で実施をしております。

第17条。議会は、市長が提案する政策、施策、事業、計画等、（以下「政策等という。」）について、その政策等の論点を明確にし、政策等の水準を判断するため、市長に対し、原則として次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

ということで、（1）から（7）まで書かれております。

実績といたしましては、毎年3月の定例会の本会議におきましては、市長による施政方針説明を実施しております。

個別の政策等について特に説明を求めた事案はなかったところでございます。

続いて、第18条。議会は、市長等との緊張感のある関係を保持する観点から、議員が市

長附属機関等の構成員となることについて、慎重に判断するものとする。

こちらは議会改革特別委員会の中で、こういう形で、なるべく議員の就任を控えるという形になりまして以降、新たに就任した附属機関等はございません。

続いて、第19条。議会は、市長等と議員との関係の透明性を図るため、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書の作成に努めるよう市長等に求めるものとする。

こちらにつきましては特に求めた案件はございません。

続いて7ページをお願いいたします。

第6章、議員の活動原則。

第20条。政務活動費については、使途の透明性を確保するために、領収書等の証拠書類を公開するとともに、政務活動費による活動成果を市民へ報告するものとする。

第2項。政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。

こちらは政務活動費に関する条例がございまして、ほかに政務活動費の手引きも作成しております。

実際に政務活動費の支出状況、収支報告書、領収書は、議会事務局で保管し希望があれば閲覧が可能な状態になっております。

領収書は1円以上からすべて提出いただいているところでございます。

支出状況及び収支報告書につきましては、議会のホームページでも公開をしております。

続いて、第21条。議員は、倫理性を常に自覚し、良心及び責任を持ってその責務を果たすとともに品位の保持に努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第2項。政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

こちらの実績でございますが、政治倫理条例に基づく政治倫理審査会の開催案件はありませんでした。

続いて、第22条。議員は、基本的政策が一致する議員をもって議会活動を行うため、会派を結成することができる。

第2項。会派は、政策立案及び政策提言を行うことを目的とし、調査研究に努め、もって議会の活性化に資するものとする。

第3項。会派に関しては、別に定めるところによる。

現在のところ、那珂市議会においては、会派はないという状態になっております。

第23条。議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員研修を実施するものとする。

議員研修につきましては、資料の10ページをお開きください。

こちらは平成26年から議員勉強会を開催しておりまして、定例会のない時期に、年4回を目標にしていたところでございますが、今のところは年2回の開催を目標として行って

おります。

毎年、大学の先生、あるいは有識者の方を呼んで講演を行っていただいたりですとか、あとは議会の中で皆さんでテーマに基づいて議論をしていただいたり、あと去年につきましては、原発問題に関しての勉強会を2回開催したところでございます。

資料の8ページのほうに戻っていただきまして、第7章、議会及び議員の責務と見直し  
手続。

第24条。議会及び議員は、この条例を遵守し、市民に対する責務を果たさなければならない。

第25条が見直し手続で最初に申し上げました条文になりますけれども、平成28年の議会  
改選後、議会運営委員会において、条例の達成状況を検討するとともに条例の一部見直し  
を行ったところでございます。

それが附則の平成29年4月1日から施行するの部分で見直しをかけたところでございま  
す。

私からの説明は以上となります。

委員長 説明が終わりました。

細かい部分は、次回に検証していきたいと思いますが、現時点で何か気づいた点や、議  
会基本条例に記載されている事項のうち、今後重点的に取り組みたい課題などがあれば、  
皆さんから自由に御意見をいただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

どなたか御意見あればと思いますが。

寺門委員 市民及び議会の関係というところで、傍聴者とそれから意見陳述と議会報告会とい  
うことで、あとそれから議会の情報提供ということでは、議会だよりそのほか議会側から  
市民に対しての情報提供ということですので、特に議会報告会の中は議会から提供とそれ  
から市民の皆さんからいただくものと両方あるんですが、この議会報告会の参加者が年々  
減ってきているという状況で、2年前から議員と語ろう会ということで、議会報告会のス  
タイルを改めて、膝を交えて市民の皆さんとお話ししましょうということには変えてきて  
2年やってみてちょっと少ないなというところで、これも議会報告会のあり方も一つ提案  
なんですが、議会報告は報告会として一度やるということと、それとは別に議員と語ろう  
会というものをもう少し、例えば地区別でやるとか、細かにちょっと、もう少し市民の皆  
さんの近いところでやったほうがいいのかという気はいたしております。

もしくは、その常任委員会で提案して市民の皆さんが分かりやすい議題で、なおかつ建  
設的なお話し合いができるというようなお話し会、議員と語ろう会でいいと思うんですけ  
れども、それをやっていくというほうが、もう少し市民の皆さんが参加できて、より多く  
その意見が聞けるのかなという気がするんです。

ちょっと一度検討いただきたいなというところでは。

委員長 今、寺門委員から御意見ありましたけど、これについては、また議会報告会の件も、この次ありますけど、その他何かご意見等がありましたらよろしく願います。

寺門委員 それと、議長及び副議長の選出について議会基本条例第14条で、こちらに所信を表明する機会を設けるものとするというところで、目的は議長、副議長選出に当たり選出の過程を市民に明らかにするためということで、今回改選後ですので議長選、副議長選がありましたけれども、私もちょっと大いに反省しなきゃいけないのは、やはり選出の過程を市民に明らかにするためというところが、市民の皆さんから言わせると、全然見えてないよと、分かんないねという声を多く聞きました。

ですから、それであれば、これは、この条項は所信を表明する機会を設けるものとするということだけですので、分かりやすくということであると当選者についても、例えば、所信表明してない方が当選したりとか、これはもう規約でしたかね、内規でしたかね。

一応、被選挙人も当選投票の対象になりますよというのはあるんですけども、その辺は市民の皆さん全然わからないんで、選出の過程を市民に明らかにするということ言えば、所信表明をされた方が当選の対象となるみたいな文言を入れたりとか、分かりやすく明らかにするということをもう一つ突っ込んで、検討したほうがいいというふうに思います。以上です。

委員長 そのほかございませんか。

議長 今のこの議会基本条例14条の議長及び副議長の選出で、これは立候補あるいは立候補しなくても、権限は誰にもあるわけでしょ。

寺門委員 そういうことですね。

議長 ですから、それが一般市民にというような今御意見だったと思うんですが、それは別にこれは問題ないんじゃないですか。

そのためにいわゆる今度は例えば選任されれば、広報等でちゃんとやっぱりそれは意見を出してるわけですから、これは別にこれを改正するとかなんかっていう、あるいはその市民のために云々ということは、別にこれ議題に対しては、この文言から言えば、いかなもんな。

そういうふうに思いますけど。

寺門委員 議会基本条例だけで言えば、所信を表明することだけの決まりなので、これはこれでいいとは思いますが。

ただ、今回、市民の方に言われたのは、それでもやっぱり分かりにくいということをおっしゃったので、そのなんでしょう、議会が始まってですね、所信表明されない方が当選というのはね。あそこは内規なり何なりで、やはりきちんと決めておいたほうが市民の方にはもっと分かりやすいのかなと。

議長 それは一部のものであって、別にこれがその議会基本条例とか、あるいは地方自治法では別に問題ないわけですから、もしそういう方がいるとするならば、そういうその議会基



本条例、あるいは、地方自治法、そういうことを公開すればいいんじゃないですか。

そうすれば、そういうことも出てこなくなるんじゃないですかね。

私はそういうふうに思います。

委員長 そのほか。

寺門委員 これは地方自治法上そのとおりなんで、特に内規で決めておく見直しが必要なのかなというところで私は言ってるんで。これについては所信を表明するだけの話ですから、ただ今みたいにもう少し分かりやすく言うのであればね、それもある程度何かの形でどこかの部分で言う必要があるのかなということです。

委員長 寺門委員また議長からお話ありましたけども、議長から地方自治法のほうをちゃんと公開するとか、議会だよりで説明するとかという形でやるっていうお話がありました。

これについて、ほかの委員はどういう考えかちょっとお伺いしたいと思いますのですが。

ありませんか。

私だけでですけども、議長が言ったようにこれはこれでいいと思いますし、何らかの形で地方自治法でこうたわれてますよと、何か説明すればいいのかなって私なりの感じなんですけど。

皆さんどうなのかなと思いますけども、それについてちょっと御意見を伺いたと思いますけども。

勝村委員、ありますか、これについて。

勝村委員 特にないんですけど、これは、この議会の中だけの話であって、この議会基本条例14条はね。だから、今寺門委員が言ってるのとは、この議会基本条例とはまた別個の話であって、その辺をもっと分かりやすくすればいいんじゃないかとそれだけのことだと思うんだよね。

委員長 はい、分かりました。

勝村委員 その辺をどう整合性を取っていくかということで、どういうふうにしたら市民の方が分かるのかと。

そういうことだと思うんです。

委員長 大和田委員どうですか。

大和田委員 特には今までも所信表明をその平成26年からしているわけですよね。

特に文言については、さほど問題はないのかなと思います。

あと地方自治法については、それぞれうちらが説明しなければならない立場だと思うのでいいと思います。

特に問題はないかなと思いました。

委員長 小池委員、どうですか。

小池委員 やはり疑問に持っている方がいるのであればそれはそれで説明は大事だと思うんで

すけれども、私も先ほどおっしゃった勝村委員と同じ考えです。

これはこれでいいと思うんですけれども、やはりどうしてこうなったのかっていうことを説明してもらいたければ、文言にするなり何なり、その説明をするということをしたほうがいいと思いますけれども、条例は条例でこれはこれでいいと思うんですけど。

委員長 大体議会基本条例としてはこれでいいだろうと、そしてもうひとつ分かりやすく、皆さんの意見としては、地方自治法にこういうふううたわれてますよという、何かの形で御説明するという形でどうかと思うんですが。

議長 だから、例えば一部そういうお話があれば、それは各議員は当然分かってることですから、選出についてはそれを説明すれば理解していただけるんじゃないですか。

それでいいと思うんですけど。

寺門委員 条例についてはね、議会基本条例14条については全くその所信表明だけの話で何回も言ってますけれども、議会運営の内規においても所信表明の決まりだけですよ。

5分以内にやるとかという話だけですので、そのところに条例とは別に分かりやすく何か入れとけばいいのかなということで申し上げてるんで、条例はだから、市民に明らかにするためというこの目的とはちょっと違ったのかなあという点もありましたんで、それを申し上げたことなので、この条例を変えろとか、見直しということではなくて、内規をきちんとやっぱり分かりやすいようにしましょうということです。

委員長 そのほかこれ以外のご意見何かありますか。

寺門委員 それともう一点、提案なんですけれども、先ほど情報提供という部分と市民の皆さんから御意見、お話をいただくという部分で、要するにあと市民の皆様参加できる場っていうのは、傍聴もそうなんですけれども、やっぱり直接、こういった会議を傍聴していただくということであると、そのサポーターっていうかモニターみたいな制度を設けて、何人かの方に那珂市議会を客観的に見ていただくということで、それぞれその議会運営、那珂市議会の発展のために、御意見をいただいていくっていう形も、取ったらどうなのかなということで、これは提案ということでしたと思います。

委員長 そのほかなければ、いろいろ出てきたようですので、基本条例の条文の目的が達成されているかどうか、また改正や追加が必要な部分があるのかどうか。

今日の資料持ち帰っていただきまして、皆さんそれぞれ考えていただきながら、次回の議会運営委員会でもとめていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次の議会運営委員会の日程なんですけども、5月頃、どの時期がいいのか、皆さんちょっと御意見あれば。

(複数の発言あり)

委員長 何かありますか、時期的に。

なければ5月の半ばちょっと過ぎあたり、5月19日の火曜日あたりどうでしょうか。いかがでしょうか。

5月19日火曜日あたり、皆さんの都合が入ってればいろいろあるでしょうけども。

(複数の発言あり)

議長 正副委員長で。

委員長 大丈夫ですか、皆さんのご都合は。

今のところ。

議長 ちょっと不透明な部分があるから、そういうところを注視しながら正副で決めて。

委員長 一応、議長が言うように新型コロナウイルスがありまして、状況がどう変わるかわからないありますけども、とりあえず5月19日開催という予定でいきたいと思しますので、何かあれば日程変更ということもあると思えますけども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次の議題に入ります。

議員と語ろう会ついてを議題といたします。

事務局から説明させます。

よろしくお願いいたします。

次長 それでは、2項目の議員と語ろう会についてでございますが、こちら特に資料のほうは今日御用意してはいないんですけれども、議会報告会につきましては、改選の年は10月に実施していたところでございます。

今年こういう状況でちょっと先が見えない状況ではあるんですけれども、とりあえず方向性だけを今日決めていただきたいと思いますと思って議題に出したところでございます。

議員と語ろう会という形にして2回やったところでございまして、こちらまだ2回しかやってないのでこの形でまたやってみようということであれば、10月か11月ぐらいに実施するような状況で考えておいて、やり方のほうは大体去年と同じようなやり方であるとするれば、2カ月ぐらい前から周知をして、あと皆さんの役割分担など決めて、テーマを決めてってという形で、進めていければいいかなというふうに思っています。まだちょっと会場のほうもいつ押さえられるようになるかがわからない状況なので、ちょっとその辺も最悪開催できないということもあるかもしれませんが、とりあえず10月あたりということに進めていくという形で考えているんですが、実際その大きくやり方を変えてやってみようということであれば、もうちょっと早い段階から計画していかなければならないので、一応その方向性を今日決めていただきたいと思いますというところでございます。以上です。

委員長 今説明は終わりましたが、まずは開催時期をいつ頃にするか、10月頃と大体今までは改選時は10月頃ということによろしいでしょうか。

はい、いいですか10月で、日にちは別として、10月くらいで。また後で細かいことは決めたいと思います。

そしてもう一つは開催方法です。

先ほど寺門委員からも出ましたが、開催方法を議員と語ろう会形式で2回やりましたが、その形式は人数が少なかったんですけど、感触はよかったと私自身は思ってい

るんですけど、それを継続して今回もやるか。

また先ほど出ましたけど、その他にも別なことをやっていくかということは別としても、まず議員と語ろう会も今までどおりでいいのか。

2回と同じくで開催するのかどうかを皆さんのお考えを聞きたいと思います。

何かご意見があれば、

勝村委員 今までと同じような形でやったほうがいいんじゃないかなと、まだ2回しかやってないんだよね。

何と言ったらいいんだろう、各テーブルっていうか、2人ずつでしたよね、議員はね。

そうすると、3人か、司会進行とね。

書記と記録と進行役であと2人、今までも私も、やってきたことでいうと、あと2人が、みんな話を聞くっていうか、それに答える間っていうか、優しさというか、そういったことを最初やっぱり始めたときは、やっぱりみんな固くなって。自分の言いたいことだけ、市民の方も言いたいことだけ言って、そうするとこっちもまた言いたいこと言ちゃってという形だったんで、もっとこう和やかになれるような雰囲気を作るのが、進行役じゃなくてあと2人の人かなと。

私の経験で去年の時にすごく和やかにいったんですよ。そんなふうにはやったら。

だから、あんまり固くならずにはこにことやれば、今までと同じようなやり方をすればもっと増えるかなと。

本当に減ってるでしょう。年々。

参加者減ってるからこれを何とか参加者を上げるためには、そういういろいろなやり方っていうものも、その中のやり方ね、これをやってけばいいんじゃないかなと。

ですから、議員と語ろう会という形で、今年もやったほうがいいんじゃないかな。

委員長 今、勝村委員から2回やった議員と語ろう会方式でいいだろうという意見が出ました。

そのほかの方のご意見あれば。

大和田委員 やり方は議員と語ろう会で本当に距離を詰めてやることは非常にいいと思うんですけども、やはり数字として10人から20人ということもあり、その後選挙もあって47%、投票率も少ないということで、まだまだちょっとそういうのが浸透してないっていうのがあるのかなと思う。

開催方法はいいと思うんですけど、開催場所とか、例えば秋だったら協まち・カフェのところに、もう既に人が集まっているところに入れ込んでいっちゃうとか、そういった方法を、できる限りの多くの人に来てもらいたいということを考えたほうがいいのかなと。

だから、議会単独で人来てくださいというこの数字が限界というかおかしいですけども、ちょっとなのかなと思うので、時期、場所をちょっと検討してみるのはどうかなと思います。

委員長 大和田委員からも議員と語ろう会でいいだろうと。

ただ場所とかね、考えていくのも必要だということでした。

寺門委員 私も先ほど新しいやり方ということで提案をしましたがけれども、今年は新型コロナウイルス対策も含めて時期的にその準備や、仮にその新しいパターンと考えた場合には難しいので、やはり去年までやってきたことをもう一度きちんと4カ所でやっていますんで、もっと集まっていたらいいようなそのPRを強化したり、あるいは去年も那珂高校生が2人来ていただけたので、そちらのほうもまたお声掛けすればさらに増えるということもありますので若い方、あと先ほど大和田委員からも出たように、協まち・カフェとタイアップというのも一つ考えてみる必要があるのかなというふうには思いますね。

だから10月ですので、今年はやっぱり前年、今までのやり方でその集まってもらう方法も少しPRの仕方を強化していければというところで、やったほうがいいなというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

皆さんの意見としては、前回2回やった議員と語ろう会形式と。

もう一つ場所ですけども、そういうこともあるでしょうけども、寺門委員から出たように新型コロナウイルスがどこまで終息が遅れるかとかいろいろあるでしょうから、やり方としては、時期としては10月で、やり方としては議員と語ろう会方式でやろうということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 そういうことで進めたいと思います。

他に意見がないようですので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会(午前10時48分)

令和2年6月1日

那珂市議会 議会運営委員会委員長 萩谷 俊行